

指定通所介護事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

大竹 智洋

令和3年度介護報酬改定に係るお知らせ（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

令和3年度介護報酬改定に伴い、通所介護に新設される加算及び届出等につき、下記のとおり現時点で想定される注意事項（今後の国通知等の内容により変更となる場合があります。）をまとめましたので御確認の程よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 個別機能訓練加算の加算届について

個別機能訓練加算は、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）（以下「旧加算」という。）を統合し、人員配置基準等の算定要件を見直すことで、令和3年4月から個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び加算（Ⅰ）ロ（以下「新加算」という。）となるほか、個別機能訓練加算（Ⅱ）が新設されました。

新加算に係る届出について、新加算の算定要件が旧加算とは異なるため、令和3年4月以降も引き続き個別機能訓練加算の算定を希望する事業所においては、期限（令和3年4月12日（月曜日・必着））までに以下の必要書類を必ず御提出ください。

期限までに御提出が無い場合、個別機能訓練加算の届出は「1 なし」とみなされ算定ができませんので、十分に御注意ください。

【届出に当たっての必要書類】

- ① 加算届（加算様式6-1）
- ② 加算適用開始月の「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）
- ③ 機能訓練指導員の資格証

※ 加算（Ⅱ）を算定する場合は、加算（Ⅰ）イ又は加算（Ⅰ）ロの要件を満たした上で、LIFE（科学的介護情報システム）により利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることが必要です。

2 事業所規模別の報酬等に関する対応（基本報酬の3%加算又は規模区分の特例）

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、加算や特例による介護報酬上の評価が行われることとなりました。

詳細は、厚生労働省から発出された「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を御確認の上、算定を希望する場合は以下の期限までに必要書類

を御提出ください。

(1) 事務処理手順

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755019.pdf>

※厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html) 内資料

(2) 必要書類

① 加算届 (加算様式6-1)

② 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式

(3) 提出期限 ※3%加算は令和3年4月分から、規模区分の特例は令和3年6月分から

① 令和3年2月に利用者数が減少した場合 (令和3年4月から算定)

(令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年2月の利用延人員数との比較)

→令和3年4月12日 (月曜日・必着) まで

② 令和3年3月に利用者数が減少した場合 (令和3年5月から算定)

(令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年3月の利用延人員数との比較)

→令和3年4月15日 (木曜日・必着) まで

③ 令和3年4月以降に利用者数が減少した場合 (減少月の翌々月から算定)

(令和2年度の1月当たりの平均利用延人員数との比較)

→減少した翌月15日 (必着) まで

3 ADL維持等加算について

ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から単位数及び算定要件の見直しがあるほか、より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新しい区分が創設されました。

これら新設の加算 (I)・(II) に関する算定要件や算定に当たっての基本的なスケジュール、令和3年度から算定を開始する場合の留意点を以下のとおりまとめましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

(1) 加算の算定要件

新設の加算 (I)・(II) 及び従前の加算の算定要件は下表のとおりです。

	加算 (I)・(II)	加算 (III) (従前の加算 (I)) ※経過措置により R5.3.31 まで算定可能
算定期間	評価対象期間満了月の翌月から12月間	評価対象期間満了日の属する年度の次の年度内
評価対象期間	算定開始月の前年同月から12月間 (例：R4.4月算定開始の場合 R3.4月～R4.3月)	算定年度の初日が属する年の前年1月～12月 (例：R2年度に算定する場合 H31.1月～12月)
評価対象者	評価対象期間内に6月を超える(7月以上)利用がある者(10人以上) ※連続した利用である必要はない。	評価対象期間内に連続した6月以上の利用があり、かつ5時間以上の利用が5時間未満の利用より多い者(20人以上)
ADL値の測定・提出	評価対象者全員について、評価対象期間内における評価対象者の利用開始月及び利用開始月の翌月から起算して6月目に測定し、LIFEから提出 ※1月目及び7月目に測定	評価対象者の90%以上について、評価対象期間内における評価対象者の利用開始月及び利用開始月から起算して6月目に測定し、給付費明細書から提出 ※1月目及び6月目に測定

(2) 加算 (I)・(II) の算定に当たっての届出等の基本的なスケジュール

① 算定開始月の前年同月から12月の間を評価対象期間とし、評価対象者全員について利用開始月及び利用開始月の翌月から起算して6月目(つまり1月目と7月目)にADL値を測定し、それぞれ測定月の翌月10日までにLIFEを用いて提出します。

※ ただし、利用開始月の翌月から起算して6月目にサービス利用がない場合、当該サービスの利用があった最終月の情報を提出します。

- ② L I F Eを用いてADL利得に係る基準を確認し、加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を算定可能である場合、**評価対象期間満了月の同月15日まで**に加算届を提出します。
- ※ 加算様式6-1の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2あり」、「LIFEへの登録」を「2あり」として御提出ください。
 - ※ 既に上記内容で提出済の場合、再提出の必要はありません。
 - ※ 評価対象期間満了月に測定したADL値がある場合、その測定値は評価対象期間満了月の翌月10日までに提出することとなりますが、その結果を踏まえたADL利得の平均が算定要件を満たさない場合、速やかに加算届の取下げが必要となりますので御留意ください。
- ③ 評価対象期間満了月の翌月から12月間に限り加算を算定

(3) 令和3年度から加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定を開始する場合の留意点

令和3年度から加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定を開始する場合、以下の評価対象期間において、評価対象期間内に6月以上の利用がある者全員に対し、利用開始月及び利用開始月の翌月から起算して6月目に測定した過年度分のADL値をL I F Eを用いて提出し、併せてADL利得に係る基準を確認する必要があります。

- ※ 上記要件を満たしていない場合でも、令和5年3月31日までの間、経過措置によりADL維持等加算（Ⅲ）（従前の加算（Ⅰ））の要件を満たしている場合に、当該加算（Ⅲ）を算定可能です。**加算（Ⅲ）に係る加算届は令和3年4月1日までに御提出が必要です。**

【令和3年度における評価対象期間】

- ・ 令和3年4月から算定を開始する場合：令和2年4月から令和3年3月までの期間 又は
令和2年1月から令和2年12月までの期間
- ・ 令和3年5月以降に算定を開始する場合：算定開始月の前年同月から12月間

(4) その他

算定要件等の詳細については、報酬告示や算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項をご確認ください。

報酬告示等：<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000753783.pdf>（23、371、400ページ付近）

留意事項等：<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754976.pdf>（48ページ付近）

4 書類提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

5 その他

様式等は、東京都介護サービス情報に掲載しています。変更等のあった加算等に関する届出の取扱いについても掲載されておりますので、御確認ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/reiwa3_hoshukaitei.html

その他、令和3年度介護報酬改定について、東京都ではQ&Aを掲載（随時更新）していますので、併せて御確認ください。（上記東京都HPリンク内）

<https://viewer.kintoneapp.com/public/fb8c143889f3bcff3e9f1d3e84b944af#/>



←本通知内の各URLは、左のQRコード先にも掲載しておりますので、ご使用ください。

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
電話：03-5320-4593（直通）